

第1回伊賀市食育推進計画策定会議 事項書

日時：2021（令和3）年12月3日（金）午後3時00分～

場所：伊賀市役所4階 庁議室

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 伊賀市食育推進計画策定会議について【資料1】
- 5 会長及び副会長の選任について

【会長】 _____ 【副会長】 _____

- 6 諮問
- 7 議事
 - (1) 伊賀市食育推進計画の策定について【資料2】
 - (2) 当面のスケジュールについて【資料3】
 - (3) 伊賀市食育推進計画の構成、
計画の概要、伊賀市の現状と食に関する課題について【資料4】

8 その他

.....
<<< 配布資料 >>>

- ・ 伊賀市食育推進計画策定会議委員名簿
- ・ 資料1 伊賀市食育推進計画策定会議設置要綱
- ・ 資料2 伊賀市食育推進計画の策定について
- ・ 資料3 当面のスケジュール
- ・ 資料4 伊賀市食育推進計画の構成、計画の概要、伊賀市の現状と食に係る課題について
- ・ 参考資料 第4次三重県食育推進計画

伊賀市食育推進計画策定会議委員名簿

2021（令和3）年12月3日

No.	区分	所属	氏名	備考
1	学識経験者	国立大学法人三重大学教育学部	磯部 由香	
2	学校・保育園・幼稚園	伊賀学校給食会	山口 素生	
3		伊賀学校栄養士会	久保 瑞穂	
4		保育園栄養士	廣瀬 久代	
5	地域代表	伊賀市PTA連合会	葛原 しのぶ	
6		伊賀市老人クラブ連合会	島井 不二雄	
7		伊賀市食生活改善推進協議会	森野 廣榮	
8		社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会	吉田 文江	
9		社会福祉法人 伊賀市社会事業協会	中 恵	
10	企業代表	上野商工会議所	吉田 俊貴	
11		伊賀市商工会	森藤 君代	
12	農業団体	伊賀ふるさと農業協同組合	角田 美智子	
13	保健所	三重県伊賀保健所	長谷川 晴香	
14	市民（一般公募）		奥田 ひづる	
15			近藤 耕輔	

伊賀市食育推進計画策定会議設置要綱

令和3年11月17日
伊賀市告示第225号

(設置)

第1条 本市の食育に関し、総合的かつ計画的な推進を目指し、伊賀市食育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、伊賀市食育推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関し、市長の諮問に応じ、協議及び検討を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 策定会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に関係する団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 地域団体を代表する者
- (4) 市民からの公募による者
- (5) 教育機関又は保育施設の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する市長への答申が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、産業振興部農林振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年11月17日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条に規定する市長への答申が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

「伊賀市食育推進計画」の策定について

1. 計画策定の背景

- ・社会経済情勢の変化により、「食」の中心となる家庭での食スタイルは大きく変化し、多忙な生活の中で市民の食の大切さに対する意識が希薄化しています。
- ・社会問題として、エネルギーの過剰摂取による肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、高齢者の低栄養傾向など健康に関わる問題、食べ残し等による食資源の浪費、伝統的な食文化の喪失、食糧自給率の低下などの問題が指摘されています。
- ・国では平成17年に施行された食育基本法に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に「食育推進基本計画」が策定されており、三重県でも国の計画を基本として「三重県食育推進計画」が策定されています。

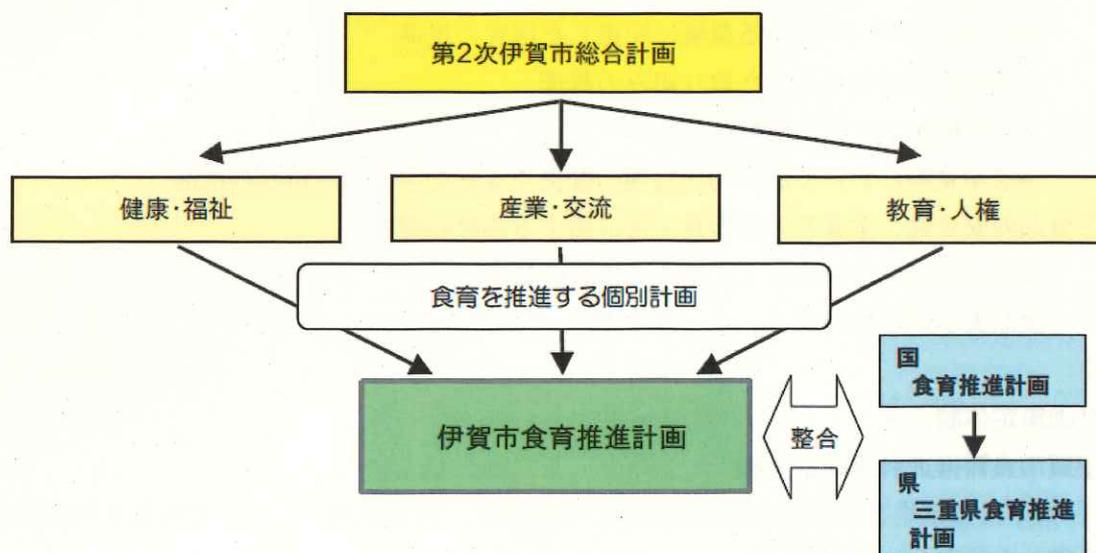
2. 計画策定の目的

本市においても、全ての市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む地域社会を実現するため、行政だけでなく、家庭、学校・保育所、職場、地域等が中心となって食育の推進に取り組むことが必要です。国・県の計画を踏まえながら地域の特性を考慮した「伊賀市食育推進計画」を策定し、各部署が行っている食育に関する施策を総合的かつ計画的に実施いたします。

3. 計画の位置付け

- ・本計画は、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画であり、国の「第4次食育推進基本計画」、県の「第4次三重県食育推進計画」と整合性を図るものとします。
- ・本計画は、「第2次伊賀市総合計画」の「生涯を通じ、健康に暮らすことができる」「自然と共存し、人と人がつながる農業を元気にする」を推進するための個別計画として位置付けます。

<他の計画との位置付け図>



4.計画の期間

食育推進計画の策定日から2025（令和7）年度末までとします。

5.推進計画策定の視点（基本的な考え方）

社会情勢の変化により市民の「食スタイル」は多様化し「食」に対する意識が希薄化する中、肥満や生活習慣病の増加など健康に関わる問題のほか、食べ残し等による食資源の浪費、伝統的な食文化の喪失、食糧自給率の低下などの文化面・産業面の問題などが顕在化しています。こうした問題に対処するため、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる「食育」の役割は極めて大きなものがあります。

こうした状況を踏まえ、「生涯を通じた心身の健康」と「持続可能な食」を支える食育の推進を行うため、次の視点に配慮して計画を策定します。

①家庭における食育の推進

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成、在宅時間を活用した食育の推進

②学校、保育所等における食育の推進

- ・子どもたちに、食に対する正しい知識を取得させる取り組み
- ・学校給食の地場産物利用促進への連携・協働

③地域における食育の推進

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子どもに対する食育の推進

④食育推進運動の展開

- ・食育週間の実施、全国食育ネットワークの活用、デジタル化への対応など

⑤生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林業の活性化

- ・農林業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した取り組みの推進

⑥食文化の継承のための活動への支援

- ・学校給食等において伝統的な料理の歴史や食材を学ぶ取り組みの推進

⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する情報の提供

- ・食品の安全性や栄養などに関する情報の提供
- ・食品表示の理解促進

6.計画策定体制

①伊賀市食育推進計画策定会議

- ・「伊賀市食育推進計画策定会議設置要綱」を制定し、外部組織として「食育推進計画策定会議」を設置し、計画作成について諮問を行います。
- ・策定会議は、事前に指定した各関係団体に選出して頂いた代表者によって構成します。
- ・策定会議委員の一般公募を行い、市民に計画策定に参画していただきます。

【構成員】（15名）

- ・学識経験者
- ・学校・幼稚園・保育園（伊賀学校給食会・伊賀栄養士会・保育園栄養士）
- ・地域代表（PTA・老人クラブ・食生活改善推進協議会）
- ・市民（公募委員2名）
- ・伊賀市社会福祉協議会・伊賀市社会事業協会
- ・企業代表（商工会議所・商工会）
- ・農業団体（JA いがふるさと）
- ・保健所（伊賀保健所）

②伊賀市食育推進計画庁内検討会議

- ・「伊賀市食育推進計画庁内検討会議設置要綱」を制定し、庁内関係部署（産業振興部・人権生活環境部・健康福祉部・教育委員会）で構成する検討会議によって計画の素案策定を行います。
- ・検討会議の下部組織として10課の担当者からなる作業部会を設置します。

③議会

市長は策定した食育推進計画を議会に報告します。

④市民

市民の意見等を直接反映するため下記的手段を講じます。

- ・市民向けアンケートの活用（健康推進課実施のアンケート結果の活用等）
- ・パブリックコメントの実施（中間案）

7.「伊賀市食育推進計画」策定スケジュールについて

「資料3：伊賀市食育推進計画の策定スケジュール」のとおり。

当面のスケジュール

【伊賀市食育推進計画策定スケジュール】

	2021 (R3) 年					2022 (R4) 年												
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
			25日				3日、17日											
議会							●議会報告										●議会報告	
総合政策会議 市政運営会議	●各部局間への報告		●計画策定について ●策定方針の確認				●中間案の確定		●パブリックコメント募集								●計画案の確定	
庁内検討会議				●部会案の確認・審議		●部会案の確認・審議	●部会案の確認・審議	●中間案の確認			●部会案の確認・審議	●部会案の確認・審議	●計画案の確認					
作業部会	●策定方針の検討	●素案検討			●素案検討				●意見への対応		●最終案の検討							
策定会議		●委員の選定・公募		諮問	●第1回策定会議	●第2回策定会議	●第3回策定会議	中間案			●第4回策定会議	●第5回策定会議	答申					



伊賀市食育推進計画の構成、計画の概要、 伊賀市の現状と食に係る課題について

1. 計画の構成について

全体を5つの章に分け、計画を策定します。

区分	概要
第1章	伊賀市食育推進計画の概要に関する事項 【内容】 ・ 計画の趣旨に関すること ・ 計画策定における基本理念 ・ 計画の期間 ・ SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた計画の推進 ・ 計画策定における検討体制に関すること
第2章	伊賀市の食に関する状況と課題 【内容】 ・ 伊賀市の人口・健康・食生活に関する状況に関すること ・ 上記の状況を踏まえた食に関する課題
第3章	伊賀市での食育に関する施策に関すること ※庁内検討会議にて原案作成中、第2回策定会議に提案予定。
第4章	伊賀市での食育推進体制に関すること ※庁内検討会議にて原案作成中、第2回策定会議に提案予定。
第5章	資料 ・ 計画策定に関する活動内容 ・ 策定会議および庁内検討会議構成員一覧 ・ 要綱等 ※最終案作成時に、事務局案を提示予定

2. 今後の計画案の審議予定

① 中間案の作成（第1回～第3回）

- ・ 伊賀市関係担当部課にて構成する「伊賀市食育推進計画庁内検討会議」および「庁内検討作業部会」にて、計画の原案を作成し、策定会議に提案。
- ・ 策定会議にて原案の内容について審議、修正点・ご意見等を聴取。
- ・ 策定会議からの修正点・意見等を原案に反映し、再度策定会議に提案、再度審議の上で「中間案」を作成。（※第3回策定会議にて完成予定）

② 最終案（第4回～第5回）

- ・ 「中間案」に対するパブリックコメントを実施し、一般市民からの意見等を収集、策定会議にて取り入れるべき意見等について審議、修正等を行い、計画を完成。
（※第5回策定会議にて完成予定）
- ・ 策定会議より伊賀市に対し、計画を答申。

①. 食育推進計画の概要

(1) 計画の趣旨

①食を取り巻く現状と課題

食は、生きる上での基本であり、健康的な生活を送るうえで最も重要な柱でもあります。

しかし、現代の飽食社会の中、食の中心となる家庭での食スタイルは大きく変化し、多忙な生活の中でジャンクフードやレトルト食品などの普及により手軽に食事をとることができることが重視され、食の大切さに対する意識が希薄化しています。

また、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など健康に関わる問題、食べ残し等による食資源の浪費、伝統的な食文化の喪失と食糧自給率の低下等の問題が顕在化しており、健康面のみならず地域の農林業・文化面においても市民ひとりひとりの「健全な食生活」の実現が望まれています。

②「食育」をめぐる動き

こうした中、国では平成17年に施行された食育基本法に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に「食育推進基本計画」が策定され、三重県でも平成19年に「三重県食育推進計画」が策定されています。

本市においても、全ての市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む地域社会を実現するため、行政のみならず、家庭、学校・保育所等、職場、地域等が中心となって食育の推進に取り組むことが必要です。このため、国・県の計画を踏まえながら地域の特性を活かした「食育推進計画」を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

「食育」とは？

「食育」は、知育、徳育および体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものです。

(2) 基本理念

- ①食が市民の心身の健康を保持増進し豊かな人間性を育む基礎であるとともに、日々の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な行動により支えられていることへの感謝の念や理解を深めること。
- ②全ての市民が健全で充実した食生活を送ることを実現することをめざし、家庭、学校・保育所等、職場、地域等がともに連携・協働を図りつつ、生涯を通じた食育を推進すること。
- ③食は、子どもの心身の成長と健康維持、人格の形成に多大な影響を及ぼすことから、学校・保育所等、家庭・地域の場での子どもたちへの食育の推進を積極的に取り組むこと。
- ④地域の特性や伝統的な食文化を生かし、食料生産者と消費者との交流を図りながら地産地消を推進することにより、本市の産業振興と観光の促進、農山村地域の活性化に取り組むこと。
- ⑤健全な食生活を実現するには、食の安全性を確保することが重要であるため、食の安全性に関する情報はもとより食に関する幅広い情報を提供するよう努めること。

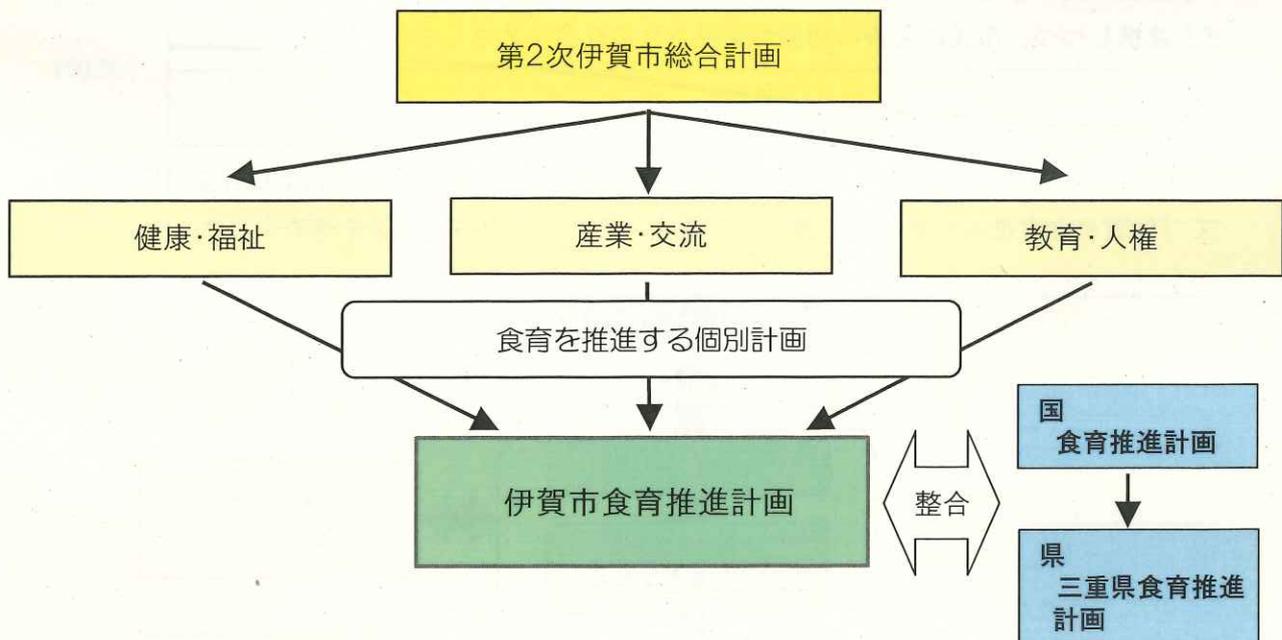
(3) 計画の期間

2022（令和4）年度の計画策定日から2025（令和7）年度末までとします。

(4) 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置付けられるとともに、国の「第4次食育推進基本計画」、県の「第4次三重県推進計画」との整合性を図りながら、本市における食育のあるべき姿を示し、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定します。

また、本市「第2次伊賀市総合計画」の「生涯を通じ、健康に暮らすことができる」「自然と共存し、人と人がつながる農業を元気にする」を推進するための個別計画として位置付けます。



(5) SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

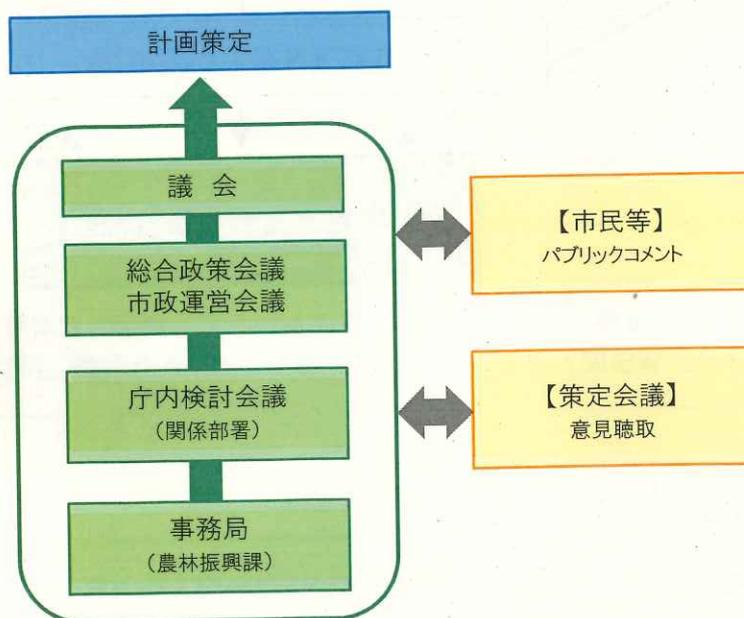
SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という考えは、市民一人ひとりが主体的に食育に取り組み、それを社会全体で支えることをめざす「伊賀市食育推進計画」のめざすべき姿と一致するものです。

本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsの理念を踏まえ、地域や関係団体などと連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会をめざします。

(6) 検討体制

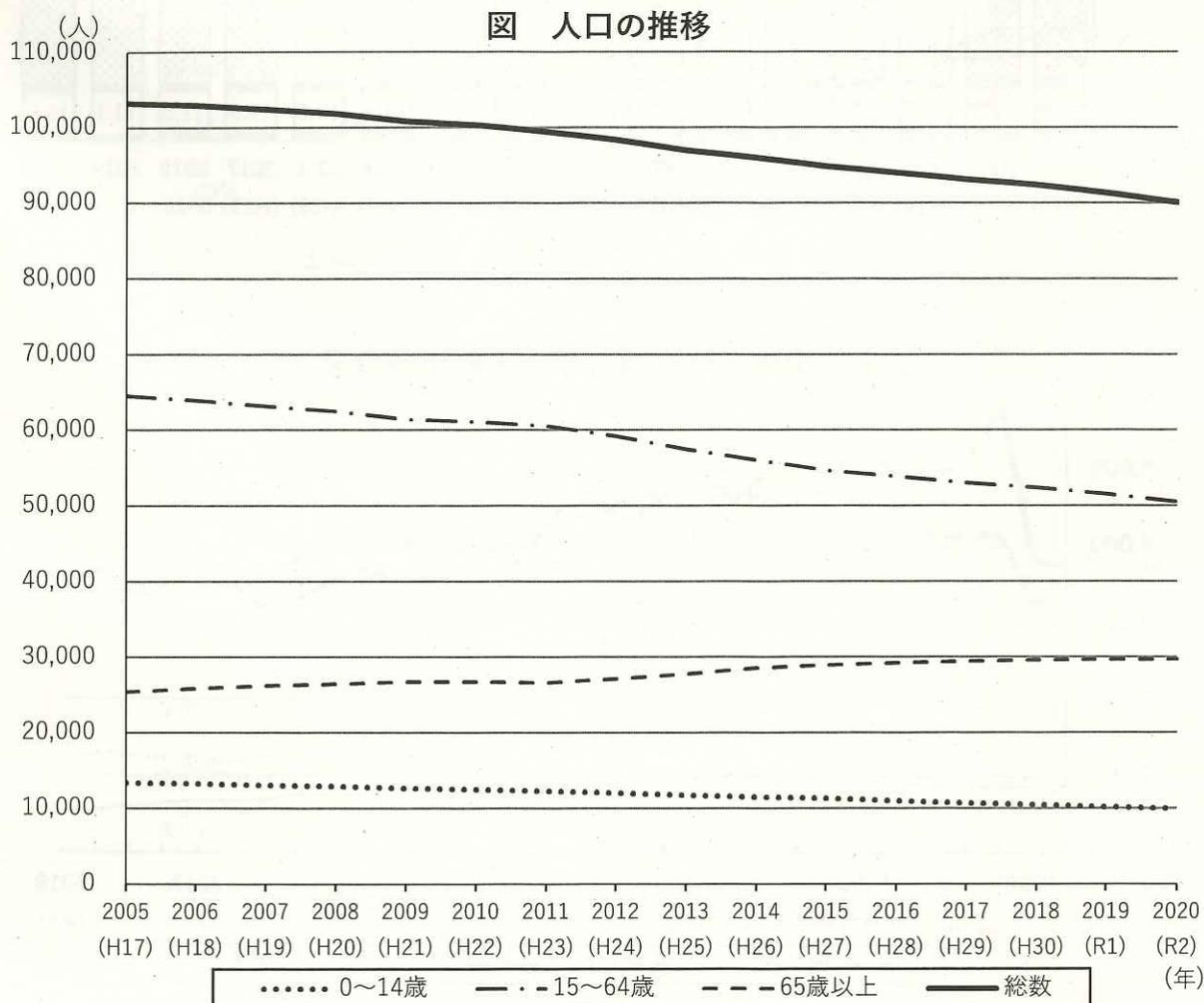
伊賀市では下図に示すように、「伊賀市食育推進計画庁内検討会議」および外部諮問組織として「伊賀市食育推進計画策定会議」を設置し、それらを中心に検討を進めました。



②. 伊賀市の食に関する状況と課題

(1) 人口の状況

伊賀市の人口は、全国的な人口減少に相まって、加速度的に人口減少が進んでいる状況にあり、2020（令和2）年時点の総人口は、90,097人と、15年間で約13,000人、約13%減少したことになります。この4年間の人口増減をみると、死亡数の増加と出生数の減少により人口の自然減少数は大きくなる一方で、転出者数と転入者数の差は縮まり、2018（平成30）年度には2006（平成18）年度以来の社会増（転入超過）となりましたが、依然人口減少は深刻な状態にあります。また、65歳以上の人口割合は、2005（平成17）年の24.6%から2020（令和2）年の33.0%に増加しており、地域の高齢化は深刻な状態にあります。



	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
15歳未満	13,356	12,478	11,276	9,924
15~64歳	64,488	61,080	54,652	50,488
65歳以上	25,383	26,730	28,919	29,689
65歳以上の人口が占める割合(%)	24.6	26.7	30.5	33.0
総数	103,227	100,288	94,847	90,097

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

図 年齢3区分別割合の推移

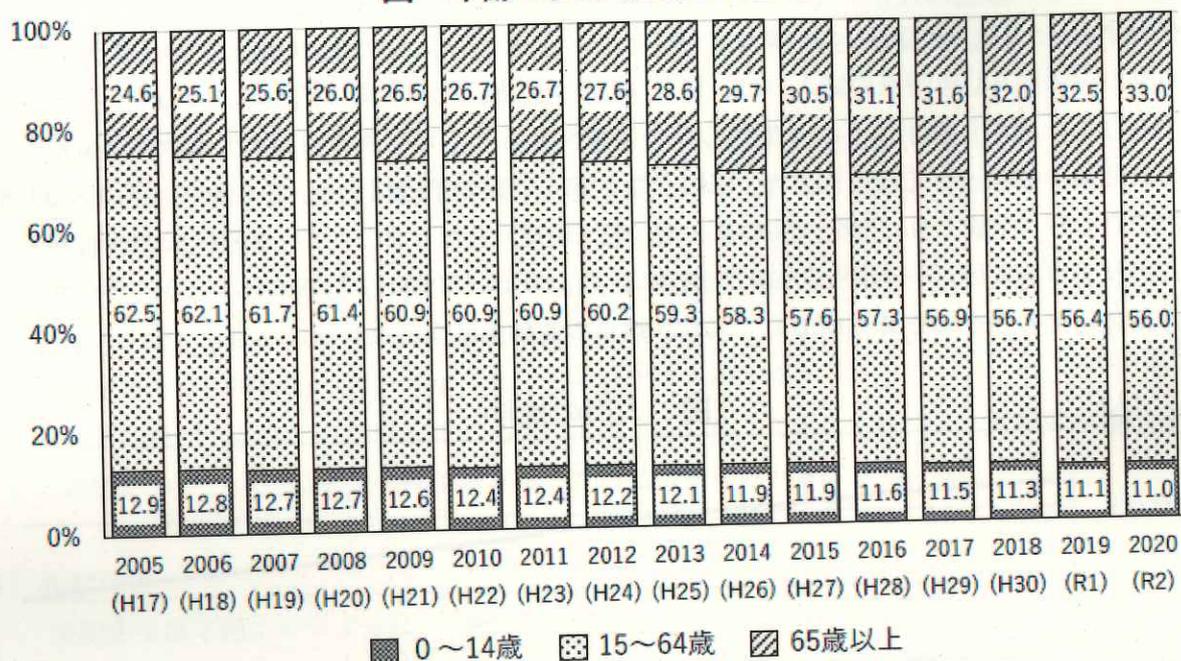
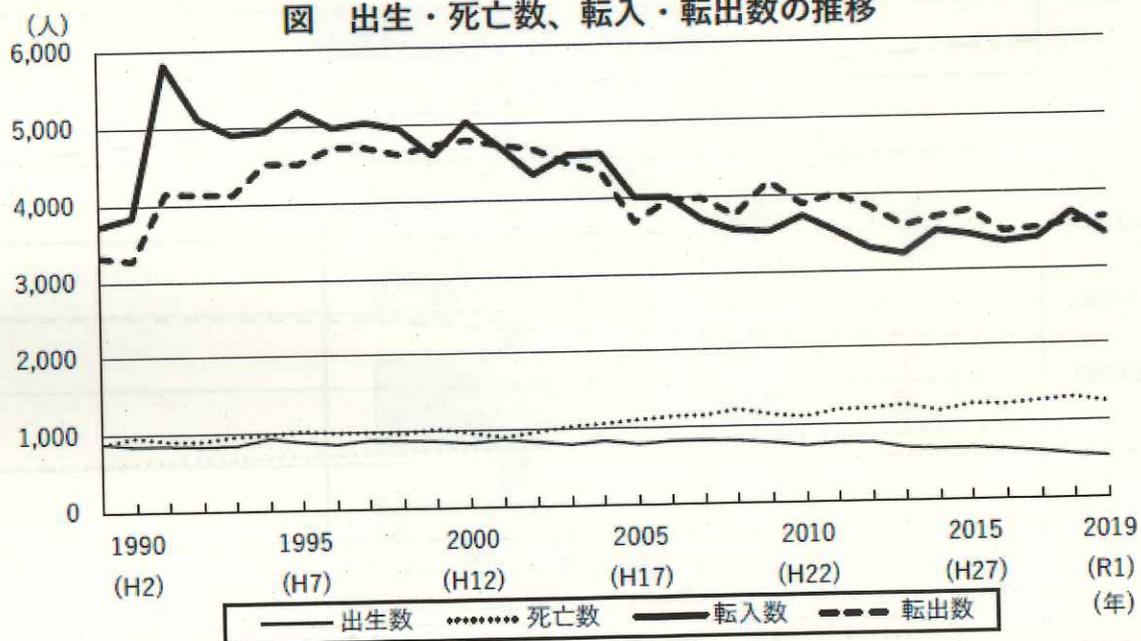


図 出生・死亡数、転入・転出数の推移

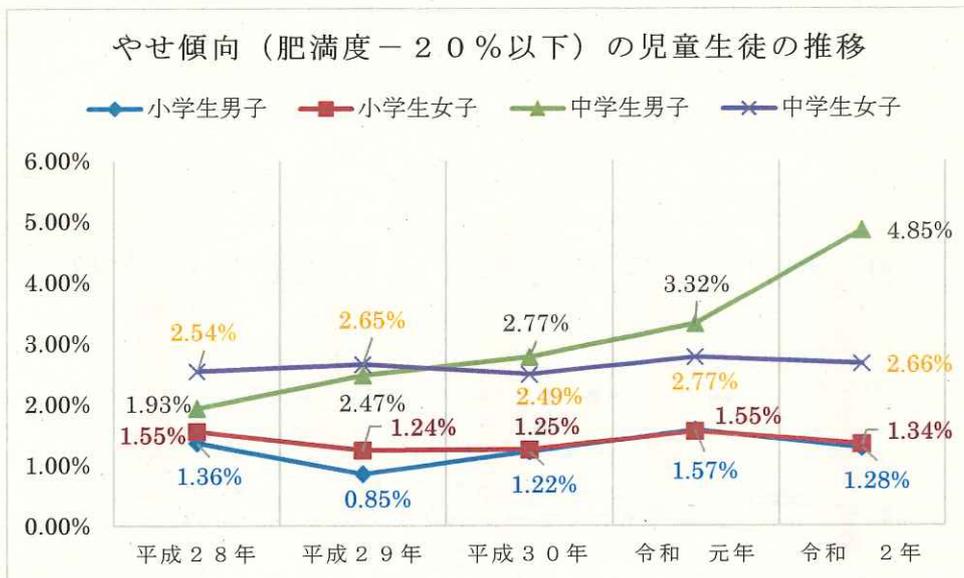
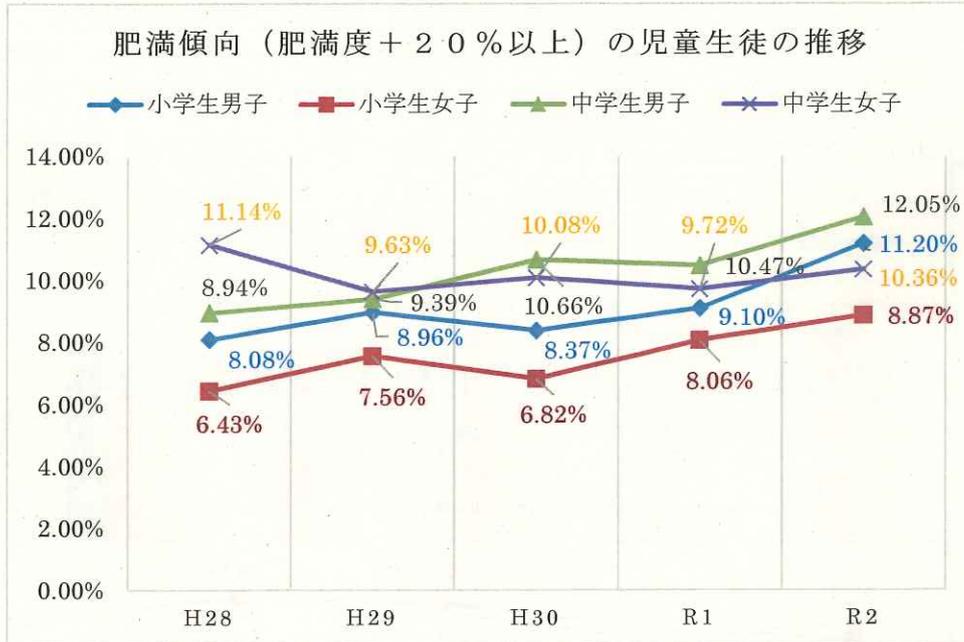


	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2019 (R1)
出生数	852	883	838	793	735	675	538
死亡数	963	1,019	968	1,106	1,115	1,243	1,243
転入数	3,838	5,199	5,019	4,000	3,723	3,445	3,435
転出数	3,273	4,512	4,783	3,677	3,876	3,761	3,650

資料：三重県統計課「月別人口調査」

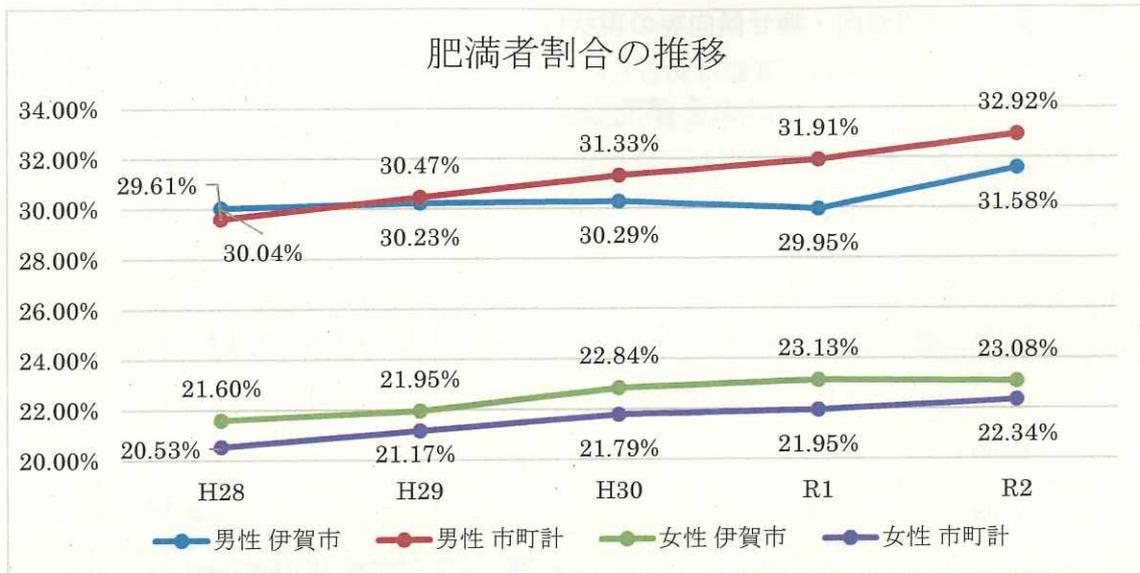
(2) 健康の状況 (肥満傾向・痩せ傾向等の現状分析)

児童生徒の肥満傾向の状況は、変動はあるものの全体的に増加傾向が見られます。特に中学生男子において、令和2年度は12.05%と高い数値になっています。やせ傾向については、小学生男子、女子、中学生女子は減少傾向にあるものの、中学生男子は令和元年度の3.32%から令和2年度は4.85%と大きく増加しています。

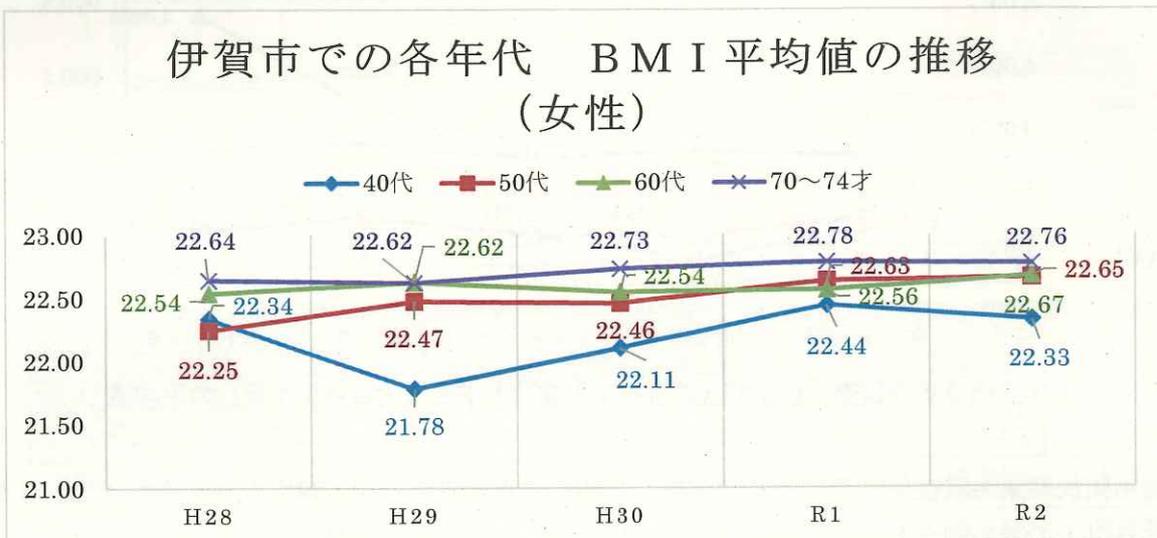
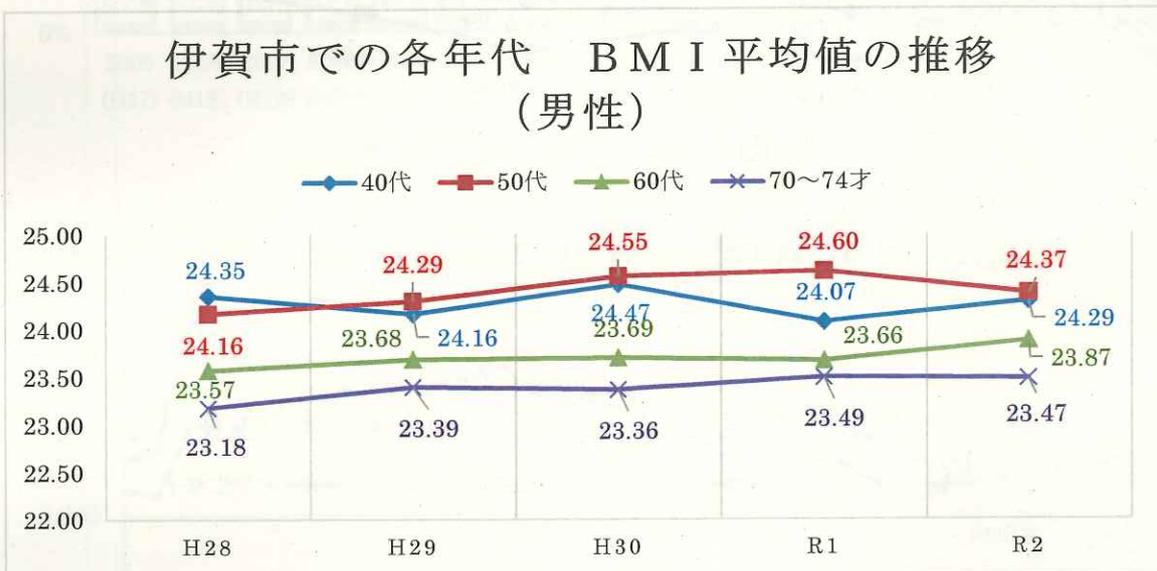


※学校健康状態調査 小学生 (6歳~11歳) 中学生 (12~14歳) の平均値

伊賀市国民健康保険被保険者に対して実施した特定健康診査の結果では、肥満とされるBMI値25.0以上の者の割合が、平成28年に男性は30.04%、女性は21.60%でしたが、令和2年には男性は31.58%、女性は23.08%となっており、男女ともに増加の傾向となっています。



また、年代別では、男性では50歳代、女性では70～74歳の平均値が高くなっています。



※BMI…肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、[体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]で求められます。(厚生労働省HPより)

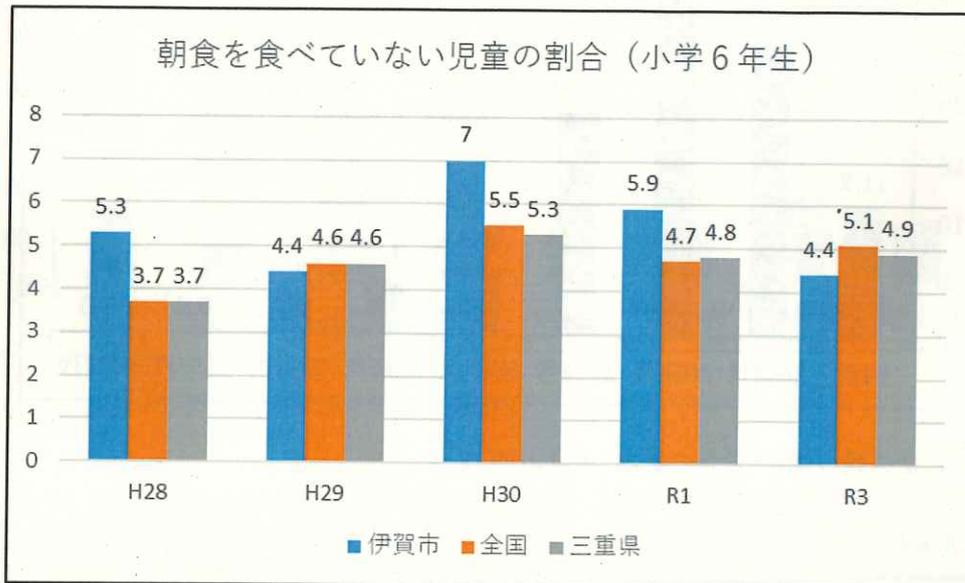
(3) 食生活に関する状況（朝食欠食率・野菜摂取量等）

①朝食欠食率

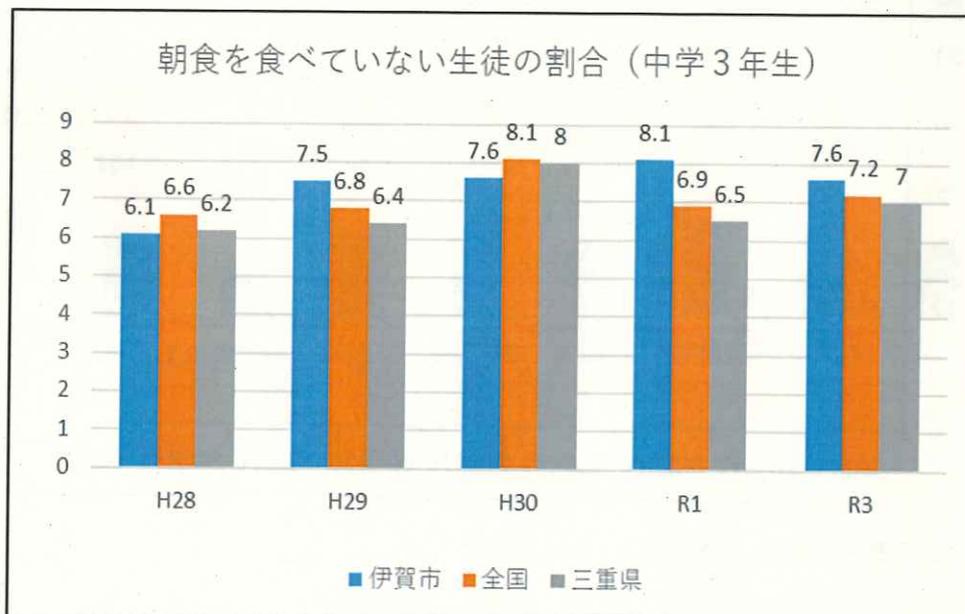
朝朝食を欠食する本市の児童生徒の割合は、令和3年度の小学6年生は4.4％、中学3年生は7.6％となっています。小学校では生活リズムチェックや「早寝・早起き・朝ごはん」の取組の成果が出ており、平成30年度からは減少傾向が見られます。中学校でも令和元年度より減少傾向が見られます。

今後も、保護者への啓発を行いながら、引き続き取組を継続していくことが必要です。

(単位：％)



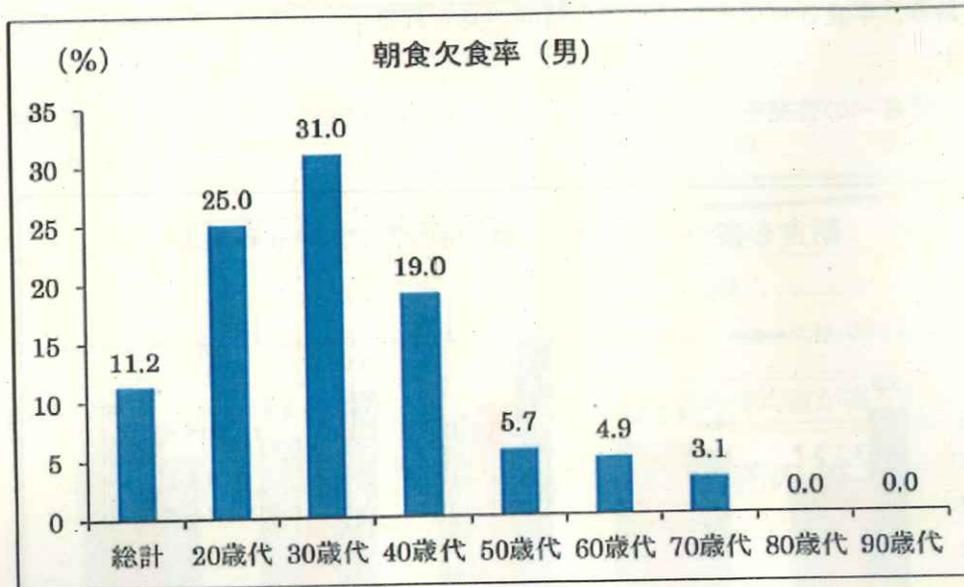
(単位：％)



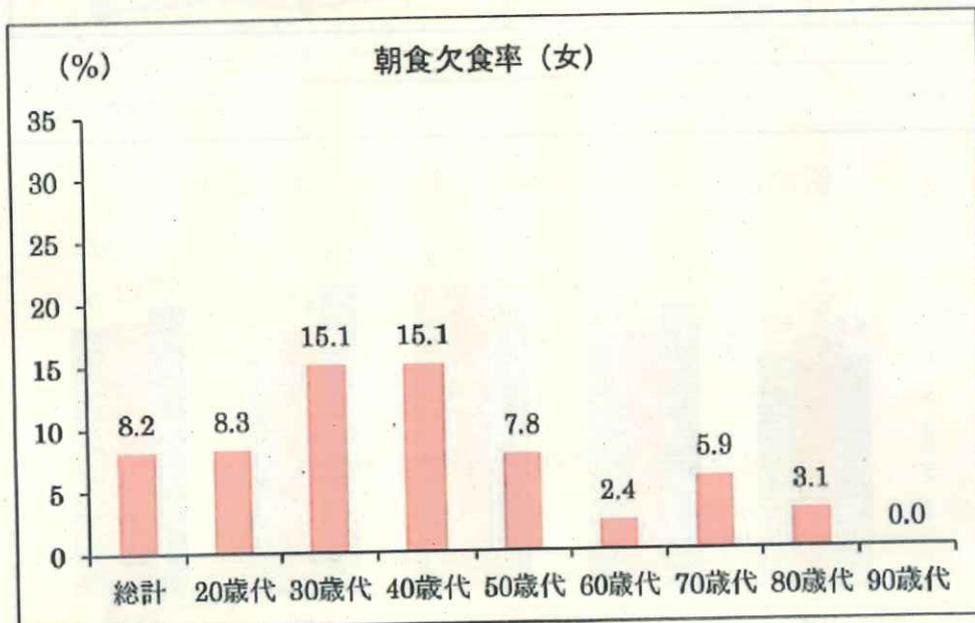
※全国学力・学習状況調査（朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」と回答した割合。）

令和2年度は全国学力・学習状況調査未実施のためデータなし。

「三重県健康・栄養調査（平成28年度）」によると、成人で朝食を欠食する人の割合は、男性の20歳代、30歳代、40歳代で高く、女性では30歳代、40歳代で高くなっています。特に男性の30歳代は、3人に1人が朝食を欠食する傾向にあります。



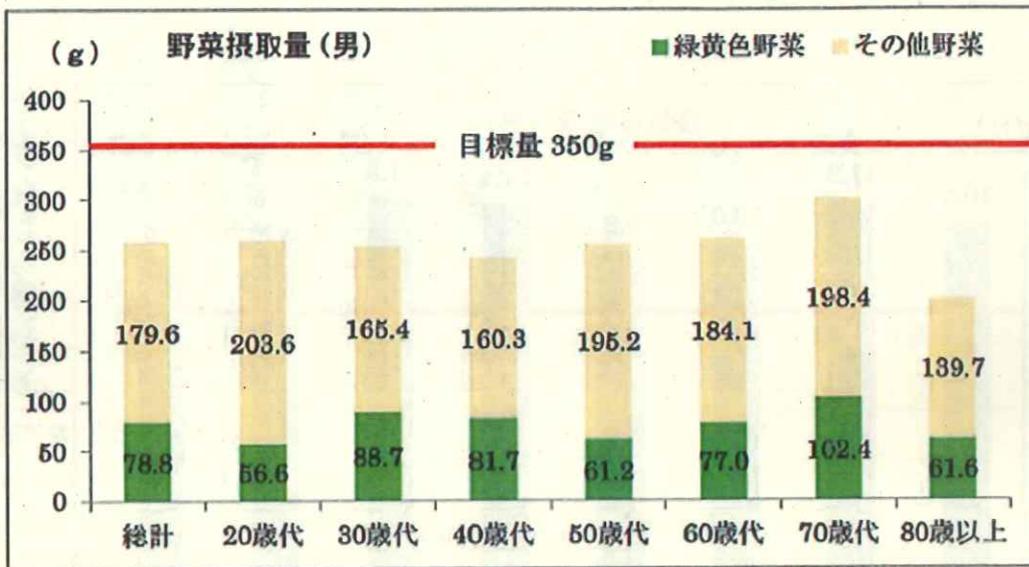
*三重県民の健康・栄養の状況（平成28年度）



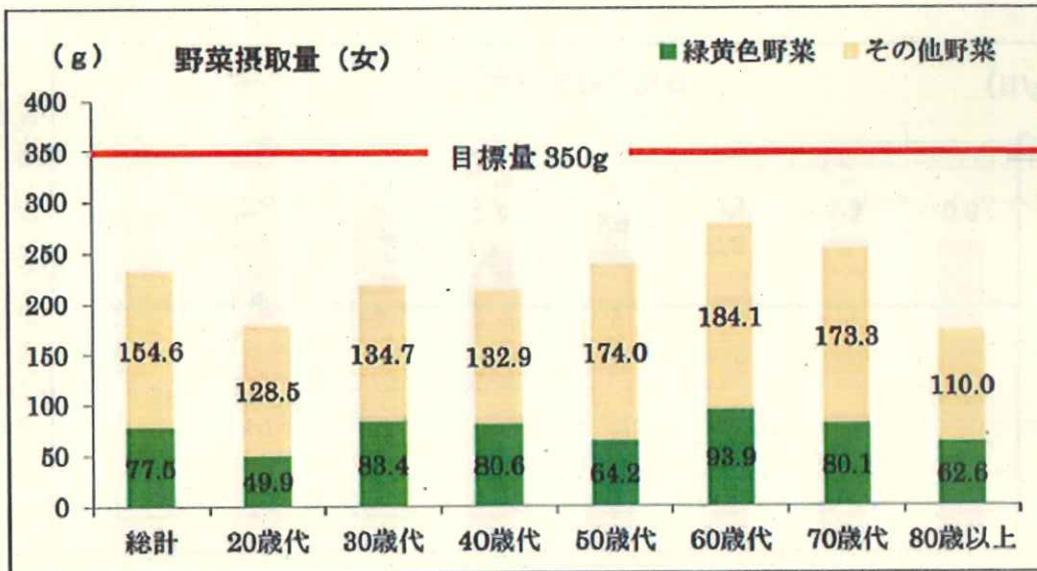
*三重県民の健康・栄養の状況（平成28年度）

②野菜摂取量について

野菜摂取量は、すべての年代で目標量に達していません。成人1人1日あたりの平均野菜摂取量は男性258g、女性232gで、特に女性は若い世代ほど低い傾向です。



*三重県民の健康・栄養の状況(平成28年度)

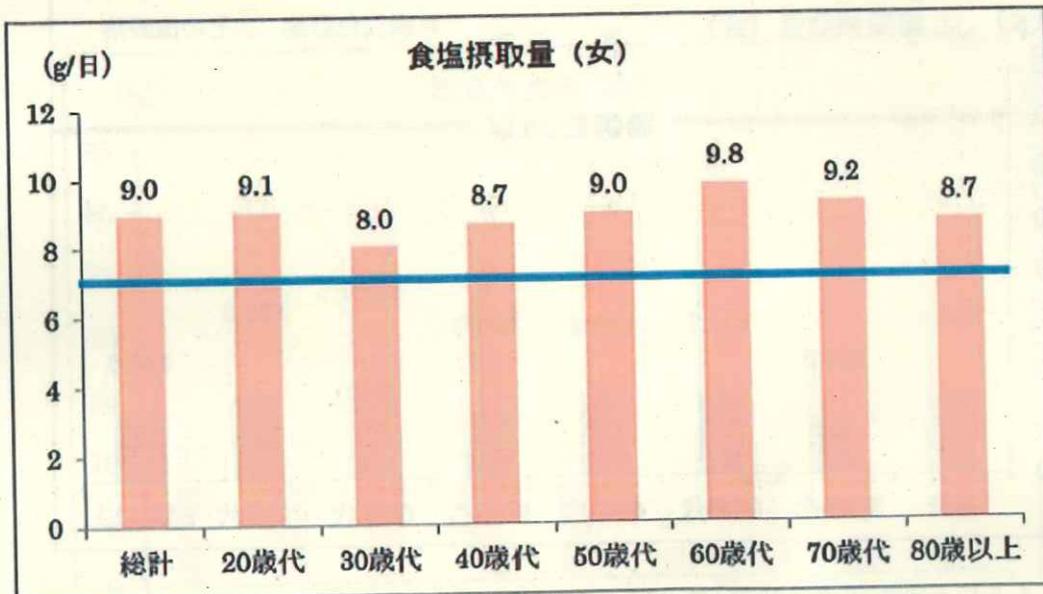
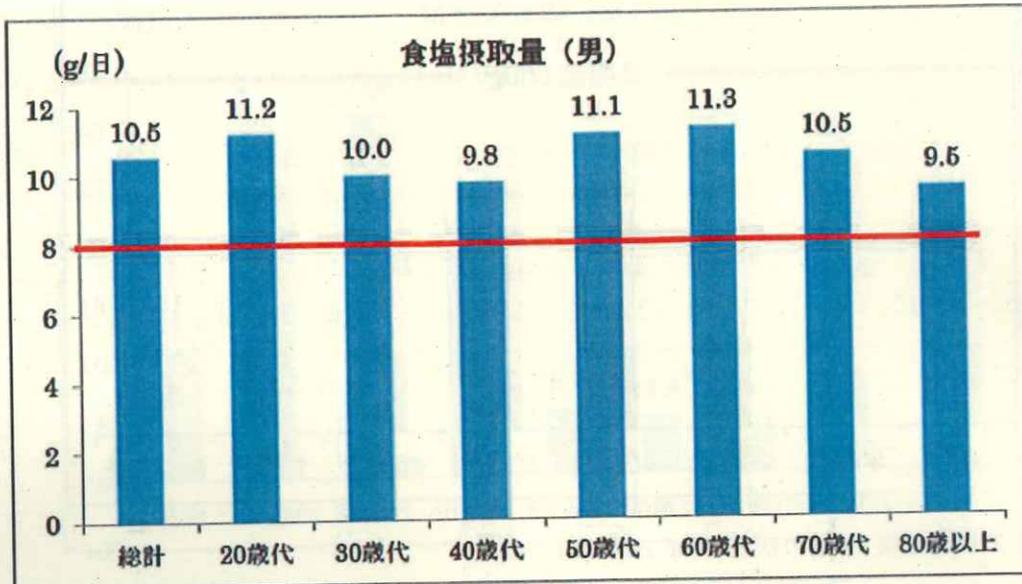


*三重県民の健康・栄養の状況(平成28年度)

③食塩摂取量について

成人1人1日あたりの平均食塩摂取量は、男性10.5g、女性9.0gです。

成人男性の目標量8.0g未満を達成している人は27.8%、成人女性の目標量7.0g未満を達成している人は29.8%です。



*三重県民の健康・栄養の状況(平成28年度)

健康な食生活の実現のため、簡単に取り組める食事バランスを伝えていく必要があります。

④その他 (共食・食の安全・食品ロス)

○家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点です。

2016(平成28)年度の三重県の調査において、1週間で朝食または夕食を8回以上家族と一緒に食べる人の割合は、73.0%となっています。(※2018(平成30)年『三重の健康づくり基本計画 ヘルシーピープルみえ・21』中間評価報告書)より)

- 外食や食品を購入するときに成分表示を参考にする人の割合は、2016（平成28）年度の三重県の調査において、男性が28.8%、女性が49.8%となっています。（※2018（平成30）年『三重の健康づくり基本計画 ヘルシーピープルみえ・21』中間評価報告書より）
- 三重県内の食品廃棄物の食品廃棄物の量約23.9万トンのうち、食品ロスの量は約8.2万トンと推計されています。そのうち事業系食品ロスは約4.6万トン、家庭系食品ロスは約3.6万トンとなっており、県民一人あたりの食品ロスは年間約45キログラムに相当します。（※食品廃棄物等細組分析調査（2019（令和元）年・三重県）、事業系食事ロス実態調査（2020（令和2）年度・三重県）より）

（4）食に関する課題

食をめぐる現状等と国・県の食育推進の方向性を踏まえ、今後伊賀市が取り組むべき課題は次のとおりです。

【健康な体づくりに向けた課題】

①栄養バランスの取れた規則正しい食生活の実践

- ・子どもの頃から栄養バランスのとれた規則正しい食習慣を身につけ、自立した生活を送るまでに、食の知識や調理技術等を身につけることが必要です。
- ・成人後の若い世代を中心に食生活の改善が必要です。また、外食や中食を利用する際に栄養バランスのとれた食生活ができるよう食事を選択する力を養う必要があります。
- ・地域の高齢化が進む中、高齢者も若い世代と同様に朝食をきちんと食べる、栄養バランスの取れた食事を心掛けるなど、食生活の改善が必要です。

②野菜摂取量を増やす取組の推進

野菜は各種ビタミンやミネラルを含み、健康づくりに大切な食品です。学校給食において美味しい伊賀産野菜の利用促進を実施し、子どもの頃から積極的に野菜摂取を促すなどの取組を行うなど、野菜摂取量を増やす取組を進める必要があります。

③食の安全に関する信頼の構築

食品表示を始めとした食の安全に関する正しい知識を普及するとともに、食物アレルギーに対応した取組を進める必要があります。

【食に対する心の育成に関する課題】

①食を楽しむ時間の確保

家族等と食卓を囲んでの楽しい食事は、子どもにとって食事作法や食への感謝の心の体得、長じては食に関する学習や実践、食文化の継承にもつながります。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るなどの取組が必要です。

②農業体験や交流を通じた食の理解促進

食生活が自然の恩恵のもとに成り立っていることを理解するとともに、常に食べ物と生産・供給する多くの人々に対する感謝の心を持つことが大切です。農業体験や生産者との交流の機会の充実を図るなどの取組を進める必要があります。

③地域の食文化の継承

栄養バランスに優れ健康的な食事スタイルである日本の食文化を見つめ直し、各家庭で受け継がれてきた料理や郷土料理等の地域の食文化が次世代に継承されていくことが重要です。

【環境への配慮に関する課題】

①食を通じた環境への配慮と啓発

環境に配慮した食生活の実践に取り組む人づくりを進めるため、子どもに対する環境問題に関する教育を推進するとともに、環境に配慮した食品の購入等を啓発する必要があります。

②地産地消の推進

地域で生産された農産物を地域で消費することは、輸送において使用される石油資源やエネルギー消費の軽減につながります。また農林水産業は、生物多様性の保全や水源のかん養など環境を保全する役割を果たしており、その重要性について理解を深める必要があります。

③農林水産業・食品関連事業者における環境への配慮

現在、農林水産業や食品関連事業者において、減農薬・有機農業に対する取組、食事ロスの削減に向けた取組が進められていますが、今後も引き続き取組をすすめる必要があります。

【食育を推進する体制づくりに向けた課題】

①食育を推進するための環境づくり

地域の実情に即した食育を推進するため、市・J A・関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら、一層の連携・協力を努めていく必要があります。

②人材の育成と活動の充実

食育推進を行うための人材育成と市や関係団体等が実施する食育推進活動の充実を図り、また、学校における食育推進体制の充実を図る必要があります。